

# 共同親権運動

15号

「生き別れ」よりも「共同養育」を

2011年4月6日

## ハーグ条約に対する日弁連の狂気の意見書について

政府は、どうやらハーグ条約の批准をするようである。ところが、今年の2月に、日弁連がにわかには信じがたい狂気の意見書を提出した。

「国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）の締結に際し、とるべき措置に関する意見書」というものである。

これは論理的にも、常識的にもとんでもなくひどいものだった。

まず、日弁連のハーグ条約に対するスタンスだが、反対でも賛成でもない。はっきり書かれていないのである。本音は反対だが、政府に逆らってばかりでは言うこと聞いてもらえないので、しぶしぶ容認する、というスタンスらしい。

最大の問題は、現行法との兼ね合いである。日弁連のこの意見書によると、「日本が同条約を締結する場合には、次の措置が十分に講じられるべきである」という前置きがあった後、「(4) ハーグ条約に遡及的適用がない旨の確認規定を担保法上定めることや、国内における子の連れ去り等や面会交流事件には適用されないことを担保法上明確化し、かつ周知すること」という記載がある。

これは、「海外への連れ去りや、海外から日本への連れ去りはだめだが、国内での連れ去りはOKだ」と言っているのと同じである。

もしも日弁連が、「日本の単独親権と連れ去り容認のルールの方がよい」と考えるのならば、ハーグ条約にはっきり反対すればよからう。

そのようなことはせず、「海外の問題は外圧の関係もあるし妥協しておこう。だけど日本においては、今まで連れ去り容認してきちゃったから、骨抜きにしておけばOKだ」と言わんばかりに、このような論理的に矛盾を抱えた意見書を、平然と出す日弁連は、もはや常識もモラルもないと断言せざるを得ない。

強行に抗議するか、あるいは馬鹿な振りをして質問状を出すのか、いずれにしても何らかなアクションは必ず必要と思われる。(安田孝典)

\*この日弁連意見書に対して、3月29日、15項目の公開質問状を共同親権運動ネットワークから日弁連に直接手渡しました(窓口対応)。過去の日弁連への質問状は、「パネラーの発言」と事実と違う理由で日弁連は回答を拒否しています。今回は誠実な回答を期待したいと思います。

子どもに「会いたい」親のための実践講座シリーズ4、第1回「子どもに会うために私たちができること」、日時・5月15日13:30～15:30、講師・望月蓮(カウンセラー)、参加費・1500円、第2回「海外の共同養育の実際」、日時・5月29日13:30～15:00、講師・青木聡(臨床心理士)、参加費1500円、第3・4回、日時・6月12日10:00～12:00、13:30～15:30、「家庭裁判所攻略法・法制度と実際」講師・宗像充(kネット)、「家裁でどうする? How to 調停」登場人物・植野史、宇野努、滝井秀典(kネット) 場所・銀座セミナールーム、2000円



kネット

原則交流・共同養育 共同親権運動ネットワーク

〒186-0002 東京都国立市東3-17-11 好日荘B-202

電話 03-6226-5419(代表) FAX 03-6226-5424 メール info@kyodosinken.com

ホームページ <http://kyodosinken.com/> ブログ <http://oyakojimukyoku.seesaa.net/>

三菱東京UFJ銀行新宿中央支店(普)3166777一般社団法人共同親権運動ネットワーク

# 東日本の震災において別居親子の安否情報の交換を可能にするための要望書

菅直人 内閣総理大臣様／片山善博 総務大臣様

2011年3月15日 共同親権運動ネットワーク／親子交流を考える岐阜の会／親子ネット NAGANO／親子の絆ガーディアン／くにたち子どもとの交流を求める親の会／子どもに会いたい親たちのネットワーク さっぽろ／中部共同親権法制化運動の会

この度の東日本における地震災害においてお亡くなりになった方々に対しお悔やみいたしますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。被災地の方々の一日も早い日常生活の回復を願っております。

私たちは主に離婚を契機に、子どもと離れて暮らし、子どもとの交流を持つことが困難になっている親やその家族によるグループです。この度の地震において、私たち別居親の中にも、子どもの安否が確かめられない親が少なくありません。通常であれば直接連絡を取り、家族の安否を確認するとともに自身の無事を伝えることができます。

しかし、子どもの親や親族が別居親に対して関係を絶っている場合には、このような状況であっても、こちらから連絡しようとしてもうまくいかないという悲痛な叫びが、私たちのもとに寄せられています。そもそも相手方の居所がすでにわからなくなっている場合には、連絡を取ること自体が不可能になっています。

その結果、別居親は毎日被災情報が流れてくる中、子どもに自身の無事すら伝えられない無力感を持つとともに、子どもの生死すらわからない状態に耐え難い苦痛を感じ、子どもの身を案じています。子どもが親の無事すら知ることができないということは、必要以上の不安を心に抱えたまま、地震災害というそれだけでなく恐ろしい状況を過ごしているということになります。場合によれば別居親に助けを求めている可能性もあります。たとえ離れて暮らしていても、このようなときに親子が互いに安否を確認しあいたいと思うのは当たり前のことではないでしょうか。

どのような状況で離れて暮らすことになったにせよ、天災は離れて暮らす親子に責任があることではありません。多くの親子や家族と同じように、少なくとも互いの無事を確認できないような状況を関係機関の力で改善していただきたく、以下要望いたします。

1. 子どもの監護者が地震災害に伴う子どもの安否情報を別居親に対してもするように啓発活動をしてください。
2. 別居親やその家族からの子どもの安否情報の確認の申し出があり、同居親やその家族の拒否によって別居親との連絡が困難な場合、政府、自治体の関係機関が連携して仲介に当たり、別居親子間の安否情報の交換ができるようにしてください。
3. 子どもの居所がわからなくなっている場合は、政府、自治体の関係機関が連携して、被災者情報の中から、別居親の申し出に該当する子どもの安否情報を別居親に知らせることができるようになってください。



# 共同親権・共同子育て 車座集会 第三回

## 「家族の絆」再考

本講演録は、2009年11月15日に棚瀬孝雄さん（中央大学教員）、福田雅章さん（DCI日本支部）をお迎えして開催した集会の講演録です。紙面の都合上、講演の内容は編集者の手によって大幅にカットされています。本講演録の文責はすべてkネットにあります。

**宗像 充** 今日は「家族の絆」というものについて考えていきたい。今民法改正の議論というのが国会内で行われているんですけども、基本的に別姓の問題と婚外子の問題がクローズアップされています。別姓に反対する人たちは、別姓が家族の絆を壊すんじゃないかと心配しています。そのときにいう家族が、いったいどのような中身があるのか。あるいは私たちは離婚をした後に子どもと会えていない親なんですけれども、僕らと子どもとの関係ってというのは家族の絆と言わないのか。別姓に反対する議員の中には共同親権に賛成する議員がいて、その人は別姓は家族の絆を断っていくものなんですけども、共同親権は絆づくりだという。その中身について議論してきたことがあまりなかったんじゃないかと思います。

僕たち面接交渉権とか共同親権とか言うときに、親の権利であるのかとか、子どもの権利であるのかとか、そのことについて必ず議論になります。いろんな説があるということで、こちらにいらっしゃる棚瀬さんは家族形成権というのを言っておられて、論文の中とかでも僕は読ましていただいたんです。一方で福田さんの方は子どもの権利、その中でも意見表明権を中核に位置づけてきた方です。

### ■親の権利

**棚瀬孝雄** まず最初に国会議員の受け止め方っていったところから糸口を作っていきたいんです。面会交流権というものを積極的に進めていくという中に、ひとつは離婚後の片方の親だけになってしまう、いわば片親家庭よりは両方の親が子どもに関わっていった方がいいんだという、そういう面では離婚以前の家族、あるいはもっと一般的にふた親がそろった家族というものを離婚後も再構成していこう。そういう意味もあるんですね。そういう面では実は面会交流権が想定している家族っていうのは意外と古臭い。ところがその日本でも夫婦別姓だとかあるいは婚外子に対して、家の内と外を分けるというのはおかしいんじゃないかというような議論が割と強くリベラルな立場から出てくるんです。

アメリカに行くと、あるいは日本でも多くなってきてるんですけど、実は母子家庭というのがあ。一度も結婚しないという家族です。あるいは同性婚。同性婚がさらに養子縁組する。全く関係ない人と養子縁組をする場合もあります。人工授精をして、一方の女性の子どものパートナーと一緒に育てるということがたくさんあるんです。

この間NHKの番組を見てたら「シングルマザー」というタイトルの番組だったんですが、そこでは、結婚すると離婚したり、それこそ面会交流だとかいうさ。だから、自分ひとりで子どもを産んで自分一人で育てるということをはっきりとテレビの前で女の人が言って、それで人工授精して子どもを産むんです。人工授精した親同士、同じドナーの子どもは当然顔なんか似てるわけですよ。その子ども同士会わせるとかそんなことをやっている。片方ではどんどん伝統的家族ではない、非典型的家族というもの、しかもシングルマザー、シングルセックスファミリーっていうのは増えてきている。そういうところで一体家族っていうのは何なんだろうかっていうのが出てくる問題だと思うんですね。

私の今日お話しします家族形成権というのは、そういう形で家族というのが非常に強く多様化していった時代の中で、実は改めてその意義が着目されている権利だと思うんですね。もともと家族形成権というのは、アメリカの憲法判例の中で出てくる考え方です。当時は家族形成権じゃなくて、ペアレンタルライトなんです。単純な親の権利の問題として出てくる。最初のころは、親の子どもに対する教育権みたいなものですね。例えば移民のお父さんたちは自分の子どもに、伝統的な自分たちの移民文化を引き継がせたい、だから自分たちの元の言葉で教育させたい。ところがアメリカの義務教育は全部英語教育だと。自分たちがドイツ人であればドイツ語教育が全く高校卒業するまでない。それに対して親たちが抵抗する。たくさんドイツ移民の子どもたちがいるんだから、ドイツ語を教えてくれというふうにするわけ。ところがアメリカ市民にとって英語は必要だから学校では英語教育だけでやる。それが憲法で争われる。つまり親が自分の伝統、自分たちの文化を

子どもに伝えていきたいというその親の子どもの養育ですよね。それは国家のアメリカ市民を作るという権利と葛藤した。あるいは似たような問題で、皆さんもご存じでしょうが、エイミッシュという伝統的な、保守的な宗教集団がいる。本当にテレビも置かないし自動車もない今でも真黒な服を着て、そういう中で子どもが育てられる。子どもはテレビも観たことがない。アメリカだと進化論を教えたこともない学校、あるいは進化論は悪魔の教えだと言っている親が結構いる。それが子どもたちに公立教育で進化論を教えることはどうかと、こういうことは絶えずアメリカ社会で問題になるんです。

そういう面で非常に私の強い、子どもを親が自分の意思で自分の考えるように育てていきたい、そういう権利と、子どもというものはアメリカ社会のアメリカ市民になるべき子どもなんだという形の国の関与と葛藤したというのが、実はアメリカの親の権利と憲法判例の流れなんです。

当時は非常に自由主義イデオロギーなんです。1930年代以降。あるいは1940年代。まさにファシズムが台頭し、社会主義が台頭してきた時代。するとアメリカの裁判所はそういうものの影響を受ける。それでそのレトリックの中には親が自分の意思で自分の子どもを育てると。その中にアメリカ社会の多様性というのが保たれてくるんだと。それに対して国や社会が一律の考え方で子どもを育ててしまったらそれは社会主義じゃないかと。

そういう面では二重の意味で親の権利はアメリカ社会の中でも反対論があります。ひとつはまさにファシズムとか冷戦時代の、自由主義イデオロギーで作られている。ですから、データで見ると、今の自由主義と対置されるのは何かというと、子どもを社会が育てるという考え方を否定する。子どもは親が育てるということです。

それからふたつ目が、親が親の意思で子どもを育てるわけですから、親のその養育に服従している子どもに対しては、やっぱり親の意思の方が強く出すぎるのではないかという問題ですね。それに対してもっと子どもというものは、早期からその親とは距離をとった自立した主体として育てていかなければいけないんだという考え方がある。そしてまた、一定の特に子どもの発達年齢に応じて子どもにはそれなりの主体性というのは育ってくるわけだから、その子どもの年齢に応じては、人格、または主体性というのを尊重すべきであるとなる。

アメリカでも後から福田さんが話されると思うけれども、刑事手続きだとか少年司法手続きだとか、あるいは子どもの意見表明権として、高校生くらいの子が、ベトナム戦争が闘われたところに

反戦の意味で腕章を巻いて学校に行ったのに対して、学校長が取り外せというのに取りはずさなかったんで、処分したというような事件があります。そういうのはそれぞれの子どもの発達年齢に応じて子どもはやはり適正手続きを受ける権利、あるいは政治的な意見を表明する権利も持っている、こういうふうな文脈の中で子どもの権利というものも認められてきました。ですからこの大きな憲法判例の流れの中では、こういうアメリカの、親の権利がまずあるということ。やっぱりそれに対抗して、子どもの権利もアメリカの憲法の中で培われてきているということをまず理解していただきたいと思います。

## ■母子家庭への敵意

次に、きょうの話と面会交流権の中に、こうした権利的発想、特に憲法的保護を受ける権利というものの入れる余地はどこにあるのかということです。きょう一番最初に私が言いましたむしろ伝統家族ではない非典型家族というものが社会の中で誕生してくる。これは、実はアメリカ社会にマーサ・ファイマンという非常にラジカルなフェミニストがいるんですが、日本でも翻訳が出されていますが、彼女はアメリカの社会、政治の中に母子家庭に対して敵意を持っている政策が一貫してあるといえます。

なぜ母子家庭に敵意を持つのかというと、基本的に二つですね。一つは伝統家族がある。夫婦が揃って子どもを育てる、そしてお父さんとお母さんがいて、ですから同性婚にも反対します。それから家族の絆を弱めるようなものにも反対します。こういう伝統家族をアメリカではモラル・マジョリティというふうに、特にレーガンの時代に中絶権の問題として出てきました。母子家庭に対し、何でそんな自堕落な生活している、子どもを育てる能力も意欲もない、そして子どもを産んで、それを何で国が面倒みなきゃいけないんだと。

なんで面倒みなきゃいけないのかというのは二番目の話で、実はアメリカでもすごく福祉の負担が高額化してくるわけです。日本でも現在は少子高齢化で何とかして福祉を削ろうとしているのと同じように、アメリカは少子高齢化ではなかったんですが、70年代以降、アメリカは日本経済に押されて、構造不況の時代に入っていくわけです。気づいてみると日本は福祉も低く、軍事予算もなく、そして、低賃金労働だったかどうかまでは知りませんが、少なくとも労働コストが低く、世界に安いものを売りまくっているという、非常に強い反感があった時代です。そういう時代の中でアメリカ国内にはものすごく高額な福祉があっ

て、それは当然企業に対する課税にもなりますし、国民の所得税の課税にもなります。それに対するアメリカ社会のすごい反発、それから構造不況にあえいでいる経済界からの反発が出てくるわけです。そして、この母子家庭を見ると、welfare dependency 福祉を受けている子どもがまだ15、6のうちに性行為をしてやがて子どもを産んでいく。またお母さんも子どもも再び福祉政策のお世話になる。そのままずっと福祉の中で国に福祉をもらいながら生きていくわけです。こういう母子家庭をつくって国民や企業に負担させていくものを何とかしなきゃいけないという発想が出てくる。

それに対してファイマンはどう言ったかというと、実はこれまでの家族というのは夫婦を中心として、その夫婦の中で子どもが生まれると。生まれない場合もあるけど、とにかく夫婦が中心で家族だと考えていた。違うんだ。これからの家族は親子で考えるべきだ。夫婦なんてのはアメリカ社会見てください。もう、4割の家族は結婚してもみんな壊れてしまっているじゃないですかと。だったらこんな向上性がない家族というよりは、むしろ向上性を持った親子こそが家族の核と考えるべきなんだ。これからの家族というのはこの親子の縦の線で家族を考えていくべきだというわけです。

## ■日米の面会交流の違い

家族形成権にまた戻っていくんですが、その前に、今度はアメリカと日本の面会交流の違い。日本で8年前に横浜家裁で裁判官と調査官が自分たちの裁判所の記録を分析したデータがあるんです。それを見ると面会交流がなされた調停及び審判、なされなかったケースも半分ぐらいある。月2回というのがわずか3パーセントです。75パーセントが月1回、残りは月1回よりも少ない。2カ月とか3カ月に1回という話です。しかも皆さん承知のように、月1回といってもほんとに何時間ちょこっと会う。

ところが、アメリカでは1968年ぐらいのデータがまず一つあります。それはロサンゼルス地区の同じような裁判所の記録です。それを見ると、面会交流が否定された事件、アメリカは離婚訴訟は全部裁判所を通らないとできません、全部記録が残っている。それを見ると、監護合意をやるわけですが、面会交流が否定されているのは1パーセントもない。だから99パーセントはみんな面会交流があるんですが、中には5パーセントぐらい非常に詳細な取り決めがなされています。90パーセントは相当な面会、

reasonable visitation。相当な面会というのは、どの裁判所に行っても、どの法律家に聞いてもみんな、何が相当ですかというと、隔週二泊三日というんですね。

実はごく最近、私が扱っている事件で、埼玉家裁でつい1週間ほど前に、それも連れ去り別居の事件で、3カ月間、まったく合わせてもらえなかった。私になってから、非常に強くやって、まず最初は向こうの親も含めて3人で面会する。やがて3人だと窮屈だということで単独面会にし、しかも1日面会にして、それから宿泊面会ができた。相手もものすごくやっきになってそれを否定してこようとする。向こうは面会を制限するための調停を申し立てしたというところで、私の依頼者が最終的に宿泊面会をしたときに、育て元に留置した。相手方からすぐに子ども引き渡しの保全処分が出てくるんです。そこで私は頑張って、そもそも最初の連れ去り別居そのものが非常に不法なんだと。そしてそれから3カ月合わせてもらえなかったし、やっと合わせてもらえたと思ったら今度はそれをさらに制限しようとしている。このままもし子どもを帰してしまえば、その半年前の悪夢の、事実上の監護親のフリをして、子どもを会わせないということをやってくるに決まっている。だから、私は帰すわけにはいかないんだというようなことを、もちろんあと、緊急性とか必要性とかいろいろ法律に沿った形で弁護したわけです。

そうしたら非常に理解のある裁判官だったんですね。じっくり聞いてくれて、とにかく保全処分ではなくてすむ本審判のほうをやってくれと。普通は面会交流中に子どもを連れ去ると、すぐ保全処分が出るケースが多いんですね。そこをクリアできて、審判に入って、家裁の調査官の調査が入ったりして、約4カ月間、子どもを留置したんです。その後、結局、家裁の調査官が子どもを帰したほうがいいというふうな判決が出てくるんですが、しかし父親とも非常に親子の絆が強かったので、最終的に隔週二泊三日の合意にしたんですね。しかも、宿泊は祭日はもう1日、それからあと、夏休み1週間、正月休みは4日というふうに、それが現時点で精一杯のことだったんです。

私は1年ぐらい前から地方も少しずつ動いてきているのかなとは思ってはいるんですが、しかし、日本の現状は非常に月1回というようなパターンからなかなか脱却できていない。アメリカは隔週二泊三日というのは常識化していたわけです。9割というわけですから。この違いは何なんだろうかと思ったわけです。

## ■親の権利としての面会交流

それでいろいろ調べていくと、アメリカの面会交流は無数にあるんですが、ただ親が子どもに会うだけの権利ではないかという言い方をしているんです。なんでそんなものが否定されなきゃいけないんだというような口調です。つまり親が子どもに会うのは当たり前ではないかと。しかも、それは一貫して権利という言葉を使っています。面会交流権については直接憲法的な審査を受けた事件は10年ぐらい前に1件だけあるんですが、だけど基本的にはない。なぜかというとなつぱり、9割までが相当な面会が認められてくるわけです。むしろ、それ以降に強くなった議論は、DVだとか児童虐待のほうからの押し戻しがあって、そして、むしろ制限する方向にいくわけです。そういう意味ではもちろん現在のどこの州の州法でも、みんな面会交流権は子の最善の利益に従って決定する。そして、DVだとか児童虐待等があるときには、面会方法について制限することができるというようなことが書いてあるわけです。実際、そういう形で運用しているところもあります。でも、DV即面会拒否は全然ない。DVでもよほどひどいケースでなければ必ず第三者立ち会いの上で、監視の上で面会させます。

面会交流権については、1981年ぐらいに非常にいい“The family and the Constitution”という『家族と憲法』という題の論文がありますが、面会交流権も明らかに憲法によって保護された親の権利の一部だと。その場合なぜ親の権利かというと、親が養育能力があり、そして養育の意欲がある親。能力があるというのは、fit parentというんですね。適格性のある親ですね。そういう親が愛情をもって子どもを育てる場合には、その親の養育を尊重することが一番いいことなんだという発想ですね。親が自分の愛情をもって子どもを育てることについて、それを妨げてはならない。それが親の権利の根拠だというわけです。

アメリカで親の権利は憲法的にもなってくるのは、養子縁組。養子縁組しますとアメリカの場合には、実親と子どもとの親子関係はまったく断絶します。そういう意味では実親の、親の権利は憲法上争われたり、あるいは児童虐待のときに子どもを親から引き離すときの憲法上の手続的な、どこまでの州が実証責任を尽くしたときに、子どもを親から分離できるかとか、適正手続の問題として親の権利は争われてきますが、明確にはないんですね。それはなぜかという、当然のごとく親の権利を認めてきて、そして例外というのは今のうちに非常に限られた例外しかなかったからこそ、憲法上争われてこなかった。こういうふうにまとめているんですね。

私はそのまとめは正しいと思うんですが、そう

しますと、この親の権利としての面会交流権が現時点でどのように評価されるべきだろうかと。私はまず一つは、たしかに「子どもの最善の利益」に従って子どもの養育のあり方を決めるというのはいいいことだと思うんですね。そして中には、親として、子どもを養育させることが不適切だと思われるようなケースもありますので、そういう意味では常に子どもの観点から養育のあり方を決めるというのは正しい部分があります。けれども、日本の判例を見ていて、日本でも「子の福祉」と言います。じゃあ、「子の福祉」のために、その親の愛情をもって育てる権利を簡単に否定していいだろうかと私は思うんですね。

## ■「子の福祉」と面会交流

なぜかという、一つは「子の福祉」というのはそんなにはっきりしていない。私は実は先ほどの隔週二泊三日の和解をしたときに、一点、相手方が最後に粘ったのは、裁判所は最初それを入れようとしたんですが、子の面会交流を実施していくにあたっては、「子どもの最善の利益」を考えて運用すると書いてあったんですが、私はこれを落としてくださいと。これを入れるなら私は和解を認めませんと言ったんです。なぜかという、「子の福祉」というときには、実は、先ほど3カ月会わせてもらえなくて、そのあと、少しずつ面会しても相手方がたえず制限しようとする。いつも制限するのは子の利益なんですね。子どもが疲れるとか、あるいは子どもはそんなに会っていいは、私が子どもを育てられないとか、いろんなことを何でも子どもなんですね。そして子どものために、月1回にするとやっているわけです。日本もみんな子どものために月1回にしてきたわけです。

私はそのときこう言ったんです。もし私が「子の福祉」はなんだと言わせられたら、私はアメリカのガイドラインを見せますと。そこでは、1歳半から3歳までの子どもであれば週3日会わせなさいと。子どもというのは非常にショートメモリーですよ。だから、子どもの1週間というのは我々の1年間ぐらいの感覚だと思えばいいわけです。だから、週3回会わせなさいと。3時間3時間で、しかし、3回のうち1回は必ず夕御飯と一緒に過ごさせなさいという。そういうのがアメリカの「子の福祉」です。しかも、宿泊面会させなさいというわけです。やっぱ子どもというのは、生活の多面的な場面でかかわることが一番大切なんです。顔を見ても仕方がない。子どもなんて顔を見られてもうれしくもないわけです。子どもが一番楽しいのは、楽しいといっても、別に遊園地連れていってもらって楽しいってのも楽し



いんですが、毎回そればかりでは続かないんですよ。そうじゃなくて、子どもと一緒に風呂に入れたり、あるいは一緒に寝かしつけて、夜中に泣いたらあやしてあげるとか、それではじめて親子のつながりをつくる。そして、その親子のつながり、そこが一生子どもが生きていく上で力になるんだと思うんです。そういう子どもにとって一生力になるような親子のつながりをつくるのが私にとっては「子の福祉」なんだと。相手方に子どもをひき渡してしまった後で、「子の福祉」をもち出されることはかなわないのでやめてくださいとやったわけですね。実は「子の福祉」というものが結局は背後にあるイデオロギーによって決まってくる。そしてまた現実の力関係によって「子の福祉」の内容なんて決まってくると思うんです。そんなもので決められてはいけないと思いますね。

日本の家庭裁判所を見ていると、イデオロギーという面では、外部の干渉なくして監護親が子どもを監護することが「子の最善の利益」だと。だから、監護親が嫌がるようなことをやれば、監護親は子どもを可愛がれないから、子どもにとってよくないんだという。私は絶対間違っていると思うんです。ところが、そのイデオロギーが日本社会には強いし、裁判所には強いからこそ、今日の世界で一番貧困な面会の交流の実現になっているわけです。だからまずこれを変えなきゃいけない。

もう一つ、家庭裁判所は「子の福祉」を旨とする、そして、そのための当事者主義ではなくて、職権主義で、そして裁判所に裁量を残す、裁判所には立派な調査官もいると、こういう話ですよ。だけど、裁判所というのはものすごい組織の論理があるんです。ケースを抱えていれば、なるべく手抜きをして事件を片づけたいと思っていますし、同時に日本の組織というのは調停委員とか調査官は一旦抱えたスタッフを切れないんですよ。そういう組織の論理が「子の福祉」の内容を決めています。私たちは「子の福祉」だとか、子の利益だというのは、たしかに私の理想としてはそう考えています。子どもはかわいいと思っているからなんですが、けれども、それは決して裁判所に「子の福祉」で決めてくださいと言って実現できるものではないと思う。私はそれよりもむしろ親がほんとに愛情をもって子ども育てられる親だったら、その親に子どもを育てさせることが一番の子の利益だというふうに思っているんです。それを保護する。よく面会交流の私の依頼者たちも皆、怒るんですよ、自分の子どもに会おうとしている、自分の子どもに会いたい、かわいがりたいたいということに何で裁判官や調査官にいろいろ言われなきゃいけないんだと。私も非常にプライ

ドが高い人間だから、私がそんなことを言われたら、かっとなって、喧嘩してしまうと思うんです。だから、もし私が虐待しているとか、まさに fit parent でなければ、私から子どもを奪っても仕方がないと思うんですね。だけど、fit parent であるかぎり、やっぱり親の自主的な子育てを尊重すべきである、これは私の基本的な親の権利というものの考え方ですね。

## ■親の愛情？

**福田雅章** 棚瀬さんのアメリカでの生活を話すのが一番早いのかもかもしれませんが、大変、情熱をもった子育てをしてこられました。非常にハーバードでも囑望され、超忙しい中、子どものためと、奥さんのためにはあらゆる犠牲を払った棚瀬氏の論理が今理論として結実しているのかなという点は大変私、すばらしいと思います。ただ、それは欠点にもなっているんじゃないかという気がしてならない部分もございます。

まず第一に、親の愛情、これは「子の福祉」という言葉と比べて、よりはっきりしているんでしょうか。親の愛情ほどインチキなものはないんじゃないんでしょうか。あんたのため、子どものためと言いながら実は、支配をしているのが日本社会なんじゃないでしょうか。fit parent と言いますけども、fit parent というのは、アメリカの基準は条件があまりにも甘すぎるんです。日本という、これは不適切な養育になるんですね。

日本の板橋の寮の放火事件を起した子どもの事例、皆さん覚えておられますか。どこかの会社の寮を家族でやっていたんですけども、子どもが火事を出してお父さんとお母さんも焼殺してしまったんです。そのときに、裁判所はお父さんもお母さんもあなたを愛していたんだと。気がつかなかったのはあなただけなんだと言っているんです。じゃあ、愛していたとはどういうことだったかということ、お父さんは自分がやるべき寮の仕事を中学2年生の子どもに全部やらせていた。学校から帰ってきたら風呂場の掃除からトイレから、お父さんがずっと寮監としてやらなければならないことは一切やらないで、自分はモーターサイクルで遊びに行ってしまうんです。そのために成績がどんどん下がってきた。子どもは一生懸命お父さんに好かれようと思ってやったんですけども、もう限界になったもので、やめさせてくれと言ったら、親の仕事を手伝うのは当たり前じゃないか。もう試験だって言ったら、お前は馬鹿だからと言って、頭をぎゃーと揺すって、俺とお前のできは違うんだから、お前はおれの言うことを聞いて仕事をしていればいいんだ、勉強なんかどうでも

いいんだと。これが1年半続いたんです。これが適切な養育と言ったんです。親はあなたを愛していたと裁判所は判断しているんです。親の愛情というのは私はほんとにあてにならないと考えています。

ですから、きょうの私のレジュメ、見ていただきたいのは、まず最初に出ているのは、秋葉原事件の加藤容疑者です。あのお母さんはほんとに愛情を注いだんです。情熱をもって子どもをいい大学に入れるためにしごきまくった。だから、中学生のときは親が全部宿題を見て、かわりに絵を描き、作文を書き、詩を書き、出していい成績をとっています。テレビの評論なんか見ましても、中学校までは優秀だった。それ以降だめになったというようなことを言っているんです。違うんですね。もう生まれた瞬間から親によって支配されていたんです。親の愛情なんてのは自分の願望と期待を子どもに押しつけるだけなんです。特に親が不遇というか、ほんとの意味での人間関係の欠如の連鎖が、親に続いていったような事例だろうと思うんです。

結局、彼がここで求めていたのが何だったのか。3000に及ぶメーリングリストのメールが残っています。彼のものだと言われています。毎日新聞の記者からその3000のメールを全部私いただきました。いくつかその中のものを抜粋しただけなんですけども、彼が書いていたものは何かというと、一番が演技としての子ども時代、二番が根源的な孤独の不安を彼は抱えていた。これは皆さんご存じだろうと思うんですね。人間関係を渴望しています。彼女がほしい。それから真の友達がほしい。彼女さえいれば、仕事をやめることも、こんなことをすることも、自動車を売り払うことも何もなかったんだといっている。何を言いたいかというと、彼は結局、生まれたその直後から、安心と自信をもらえる人間関係を一つも保障してもらえなかったんです。棚瀬さんが言われた、愛情のある親が育てるのが当たり前だというのは、愛情というのは何かというと、子どもに安心と自信と自由を与えられることです。

## ■根源的な不安

じゃあ、安心と自信を与えるって何なのか。これが実は子どもの権利そのものなんです。そういうものを与えられないと、自分は生きていていい、自分は一人ぼっちではなくて人は信頼できるんだ、この人なら生きられるんだという自己肯定感、そしてこの人は信頼できるという中から共感能力、共感能力というのは人のことを考える力でもありますから、道徳性の基礎になります。それ

から、自己肯定感ですね。生きていていいんだというこの確信は自立です。生きるならどうしようという疑問を持つようになる。それが勉強意欲につながり、結局、自分というものをつくる基礎になります。自立的で道徳的な人間になるためには、きちんと無条件でだれかに抱えてもらわなきゃいかんということです。それをしないで、社会に適合できるような人間に、できるだけ有名大学に入るように、あるいは正規の社員になるようにというんで、ネジを巻いて、頑張って頑張って頑張らせる。要するに安心できないものに結果だけを求めるというのが今の社会だろうと私は思います。それを小さいときからやられたのが加藤容疑者でした。これはその中での根源的な不安なんです。

根源的な不安というのは二つあります。一つは死ぬということです。種の保存本能そのものです。それから有機体としてこの世の中に生まれ出た以上、有機体が根無し草のように宇宙をさまよっているという不安ですね。死ぬということと一人ぼっちだというこの不安、これは動物である人間の根源的な不安なんです。霊長類ができてから900万年たちます。人間で動物なんですね。ところが、権利論とか近代というものは、その動物を超えた神をつくった。神は手に触れるものではないから、我々自身のからだの中に神をつくった。それが一種の理性だと思うんです。理性的人間像、自律的で道徳的で自己決定をして、自己責任をとれる、これが市民だ。これが近代の考え方です。ですから、それ以外のものは実はほんとには市民ではないし、人間じゃないんです。まだ未熟な発達途上のものは。だから、ペチコートの下でもってきちんと面倒を見ていかなければいかんと。

アメリカの家族形成をしてきた強力な家族のプライバシー論というのは、実はそういう未熟なものを理性のある親が面倒を見るんだという中でがんじがらめにされてきた部分があるだろうと私は考えております。その点、日本ではそうでない部分だけまだましな部分が残っていたことは否定はできないだろうと思うんですね。

加藤容疑者の場合には、一人ぼっちだという根源的な不安と、それからリストラに遇います。50歳のときの自分がどういう存在かを見ると、派遣のプレハブの6畳間の裸電球の下で大関のカップを一杯飲んでいる自分だけしか、どんなことがあっても思い浮かばないというんです。メールには書いてあるんです。それは何かというと種の保存本能です。要するに、誰かと結婚をして、男の場合は自分では子どもを生めませんので、自分の血のつながる存在をあとに残していく。これが種の保存ですから、それがかなえられないということです。だから、生命に対する不安と、孤独



に対する不安、これをとことん感じたときに、彼はその自分を孤独と生存のこの極限的な不安へと追いやった社会への怒りにつながっていきます。そして、恨んで殺したのではなくて、恨みをさらに乗り越えた強い羨望ですね。恨みというのは人のものをほしいから恨むんです。羨望というのは、自分にないものを人が持っている、その人を破壊することによって自分と同じレベルまで下げようという強い要求が働いて、そして、人の不幸は蜜の味というわけです。だから、人の蜜を全部舐めさせないように、人の蜜を奪ってしまう。まさにそれを秋葉原で実現したのが加藤容疑者だろうと思います。

そして次のレジュメを見ていただきたい。尾崎豊の「卒業」、それから加藤ミリヤの「卒業」。それから加藤ミリヤの「メモアール」を見ていただきたいんですけども、これ、全部、孤独と絶望の中でさまよい暴れる子どもたちの像が出ております。非常に流行して、若者に受けた歌でございます。ただ、尾崎豊の「卒業」にはまだエネルギーがありました。窓をぶっ壊したりしていました。ところが、加藤ミリヤの時代、つい数年前になるともう、あらゆるものに対して壊す力もなくなります。「きょうもまた一人で歩いていると つまらない 笑ってない いつも寂しい 私の居場所はない 携帯を握りしめてずっと待ってる 風が冷たい 別に多くは望んでいない 私にはあなたしかいない 心の叫びに気づいてよ」ということを言いながら、まだ求めてはいはいます。しかし、求めていることを恨みとか羨望という形でぶっ壊してる気力もなくなっちゃったんです。そして、ついにモノクロームの時代になります。次のこれは2008年ですね。もう感情さえもうざいと言っているんです。そこまでアパシー状況に子どもたちが追い込まれているんです。

## ■「親はそう強くない」

親がもし愛情をもって、fit parent がちゃんと自己肯定感と共感能力を持てるような関係性をつくっているならば、こういう歌が子どもたちに好かれ——1年間で285万件ダウンロードされているんですよね——そこまではいかないだろうと思うんです。国連に一昨日、第三回子どもの権利条約の報告書を出しました。本年度は戦後ずっと続いてきた経済最優先の社会の中で、実は親たちは全部戦場に駆り出された企業戦士として、ひどいのは過労死というところまで追い込まれていくわけでございますけども、要するにもう戦争状態なんです。総動員態勢をかけられた。その中で単身赴任とかいろんなことをしながら、実は親子生

活関係というのは私はめちゃくちゃになっていると思います。女性の欲求不満はどんどん高まりまして、親子、母子関係の定着化関係が進んだりしながら、ほんとに愛されて育った子どもは実は今のちょうどこの時代の親たちの中にいないだろうと私は思うぐらいに、子どもたちというのは自己肯定感と共感の能力を小さいときにももらえないで育っています。

さっき棚瀬さんが言われたように、そういう愛情をもらっていれば、人生ずっと継続的に幸せになれる趣旨のことを、最後のほうで述べられていましたけども、子ども一人の尊厳はうんと重要なところでございます。まさにその子どもが一人の人間として尊厳をもっているということ、そして、子どもがほんとに楽しい、うれしいと思いながら、笑って過ごすことができない。今を豊かに生きられない。そして自律的、道徳的な人間へと発達できない。だから面接交流権がなぜ親の権利なのか。私は親の権利ではなくて、子どもの権利だと考えています。強い理性的な親が、当たり前子どもとの関係を持つのは当たり前だと。これは私は近代の、すでにアメリカ流の新自由主義をつくっている考えと同じ考えだろうと考えております。そうではない、ほんとに親もケアするという力がある。fit parent というのは養育能力も含めてそうだといいましたね。ところが、親なんて、養育能力を持ってない人がたくさんいるんですよ。それでいいんですよ。

親はそう強くないんですよ。だから、親はケアをする人ではないんですよ。子どもはケアされる人じゃないんですよ。そうじゃなくて、実は親は子にケアされているんです。言いかえると子は親をケアしているんです。親は子をケアする。相互関係なんです。思い出してください。生まれたての赤ちゃんを抱えて、私の子、ありがとうと。私に生きる力をくれてありがとう。これからすばらしい人生一緒に生きようね。自分の喜びでしょう。それを子どもが与えてくれているんです。子どもの面倒をみてやる。面倒くさいじゃないんですよ。どんなに面倒くさくても面倒みるわよと。そのときにはまさに子が親をケアしてるんです。人間が人間として生きる力を与えてくれているんです。逆に子はおっぱい飲みたいよ、お腹空いたよ、暑いよ、いやなほど要求を出しますね。ケアされなければ今度は逆に生きられないんです。だから、両方ケアされて、両方ケアし合いながら生きている関係。これを私は関係的人間像と呼びます。これは近代の権利論をつくったり、近代の社会をつくったり、理性的人間像とは違ったものなんです。

近代社会というのは理性的人間像を全体とし

て、合理主義の社会と権利と、それに基づく国家組織というものをつくってきました。人間は動物であるという部分を全部捨象して、人間をとらえて、そして社会をつくってきたところに大変大きい誤りがあったと私は考えております。この理性的人間像でストレンジャーとつき合える、自己責任を負える、この主体を個人の尊厳と呼ぶならば、まさに人間が人間であるというだけで価値があり、そして、それはまさに理性なんかなくたって、その関係性の中で生きられる。人間の尊厳と呼んでおります。さらに生命の尊厳というのがあるんですけども。人間の尊厳というのは実は動物の尊厳なんです。動物の尊厳で何だと。無機物から有機体になって、出てきたこの動物そのものの価値なんです。それが一人で浮遊しなくても、一緒に、あんたと生きられるよといって支え、そして食べなければ食わしてもらえる。この生命と孤独に対する不安を日常的に解消してくれる人間関係ですね。

これを近代は幼児性と言いました。そんなものは早く捨てなきゃいけないんだと。それは甘えていと言うんですね。寂しいよと。なに甘えているだと。自立しなさいと。今の社会はそういう典型ですね。学校教育は全部そうになりました。学力テストを通して社会に役立つ幼児性を捨てた人間に早くならなきゃならん。甘えているような人間になってはいかん。さもなければ、乗り遅れて、ニートになった派遣になるだけだよなんていう不安。親は一生懸命子どもにネジをかけます。子どもをますます不安に追いやって自己肯定感と共感の能力をもらえませんか、一人ぼっちになってくる。中学の先生に言わせると、5割の子どもが何らかの鬱、中学2年生以降になると鬱的な傾向を持ち始めているということを言っております。それから、ベネッセ等の調査でも、3割近い小学校6年生がそういう傾向を持っているということですから、もう人間が人間として住めない社会になっていると、私は考えております。

## ■子どもも一人前の主体

これを脱却するためにはどうしたらいいのか。だから子どもの権利が必要なんです。だって、権利行使の主体は理性的な存在で、自己決定し、自己責任を負える一人前なんです。だから、あんたは社会的な一人前の主体になっていいよといって近代は市民をつくりました。従って、理性的存在でなくて自己決定できなくて、自己責任を負えないもの、これは服従している存在なんです。ね。

子どもの権利条約というのではじめて、オギャーと生まれた子どもも一人前の子どもとして

の主体なんだという考え方になります。日本国憲法13条「国民はすべて個人として尊重される」と書いています。すべてですよ。そうするとどうなります。子どもも個人として尊重される。あなた方が今、監護親のところにいる子どもが一人の個人として尊重されると。具体的にはどういう実態があれば、個人として尊重されたことになるんでしょうか。それを近代は次のように考えたんです。最初は財産権、自己責任を負える財産を持っていなければ個人として尊重されなかったんです。ね。それが年齢が下がり、そして遂には自己決定年齢、成人年齢に対して自己決定、自己責任があんたはもうとれる成人だよと言われた段階で線を引いたんです。ところが、子どもはまだ成人にもならないんですね。自己決定権は使えない。というのは子どもは自己責任はとれません。それを少年法でも刑法でも14歳で自己責任をみなとらせてるんです。こんなおかしい話なんです。

子どもはやっぱり子ども期という重要なものがあります。それは特定の人との中で安心と自信と自由な関係の中で、自己肯定感と自立性の基礎になる自己肯定感と道徳性の基礎になる共感の能力をきちんともらえること、これが子ども期なんです。ね。子どもの視点から何が一番大事かというところ、大人と違うところは成長、発達です。一人の人間として隠されていましてから、水面下に上げて、やっぱり一人の人間なんだよと。尊厳という人間性の問題と、成長という言葉は幾様にも使われておりまして、今を豊かに生きるという現時点における幸せ、これを「成長」と子どもの権利条約は呼んでおります。「サバイバル」とも呼んでいます。それから「発達」という。

これも実は子どもの権利の3つの実体的な権利というんですが、子どもの権利条約の全文を読んでもください。先ほど、棚瀬さんが言われた、いろんな形でのアメリカの自己決定権とか、意思能力、あれはニセモノです。市民的権利なんです。小さな大人を早くつくっただけの話なんです。ほんとの子どもの権利というのはそうじゃないんです。ばかやろ、くそばば、これが子どもの権利なんです。それを言って、それでも尊厳を否定されないで、そして、ああそうなんだ、くそじいに見えるかね、もう少しそうじゃないほうがいいな一と言いながら、その人格を肯定すること。次の自由に意見を表明、意見というのが欲求表明権であるということ国連でも認めました。これは私たちNGOの働きかけで認めるようになったんですけども、欲求表明権です。そうすると、子どもはねえねえ、と呼んでいるだけなんです。それにいつでも顔を向けるのが大人の義務だと。だから、この子どもの権利というのはねえねえ、寂しいよ、

こっちに顔向けてよ。それが向いてくれないから、万引きをして、警察のご厄介になるとはじめてこっちに顔向けてくれるんです。

加藤容疑者、この事件を起こす3カ月前にもう一度、青森に帰っているんですね。そのときに、お前のような役立たずはいらんと行って、否定されて帰ってきてこの事件を起しているんです。それから八王子の書店の人も7年ぶりに実家に帰ったんですね。だめでどうしようもない、でも認められなかった自分をそのままよく帰ってきたな、ありがとうと言って、抱えて、そのときにはじめて子どもは涙を流して、この人だったら一緒に生きられる。どうやって生きようという本当の力が出てくるはずなんです。そして、こんな僕を抱えてくれてありがとう、ごめんなさいという共感能力、人を信頼できる力が出てくるんです。それをもろう権利、これが子どもの権利なんです。ところが、どうやってもらうんだ。みんなあなたのためよと言いながら、福祉だとか最善の利益という言葉で大人の価値観で支配されてしまっているのが普通ですね。だから、欲求表明権として、本能的な欲求を出すその力、これは理性がなくてもできるんです。動物でもできるんです。

## ■親子関係を子どもがつくる権利

何が言いたいかというと、こういう子どもの権利というものが非常に誤解されていまして、子ども期にきちんとエネルギーをもらって、大人になれる関係性をつくってもらう権利、言いかえると意見表明権と、欲求表明権とは人間関係をつくる。まさにその第一義的なのは親です。親子関係をつくる権利なんです。実は親というのは今の社会の親は、特にサラリーマンの親なんていうのはもう本当に社会的な価値だけです。おやじなんて特にその可能性が強い。子どもを評論家みたいに支配しているだけだという場合もたくさん。

じゃ、家族って何か。子どもの視点から見た家族はまさに安心と自信と自由を与えてくれる人との絆。しかもこれを子どもの欲求表明権という契機を自からつくっていく。従って親子関係の形成期は子ども自身の欲求表明権が基礎になって、この関係性をつくるんだという形になります。

面接交渉権もその一つなんです。そうなりますと、子どもにあんた、お父さんに会うか会わないかという表示された意思内容じゃないんですね。意思内容ではなくて、その子どもの持っている欲求を表明、理解する、たしかに解釈が入ります。難しい。万引きも言語以外の非言語的なものも全部、欲求表明しているんです。まず第一に大事なものは、引き離しの行為における子どもの意思を尊

重すること。棚瀬さんが言ったのはでたらめです。みんな支配されています。そうでなく、監護親がいつでもあなたはお父さんに会っていいんだと。向こうに住みたければ住んでいいんだよと。いつでも言っていないかぎりには、これは子どもは意見表明として逆にお父さんに会わせなければならないと私は考えているわけです。

というのは、今いる目の前の母親から捨てられたら自分は本当に宇宙をさまよい歩くことになりまますから、子どもは絶対に今日の前にいる親を否定できません。したがって、まず言語動作等でパパに会いたいなんていったら当然子どもを会わせなきゃいかん。しかもこれは家族形成権とか親権の、ご存知の通り、権利じゃありませんね。これ義務です。

親権が権利たりうるのは第三者がその関係者を妨害するときだけです。教育権なんていうものは親にはないと思っています。サッカーの選手になりたい。いやおまえはサッカーの選手なるより東大に行け、これは親の教育権ですか？ 私はそんなもんじゃないと思ってます。そうじゃなくて、人間関係の中からそれはつくっていくもんであって親権と呼ばれてるものは義務です。子どもとの関係は。したがって、会わせない母親は父親の養育義務を侵害しているんです。それでお金だけは取るんですよ。お金を取る義務だけは果たさせようとしている。なんで今面会をさせないのに金だけとれるんですか。それは子ども中心に考えているからです。子どもとの関係で、養育関係というのは子どもが作る権利があるから、養育費を払うこともなにも全部義務です。ところが親子関係を作る権利というのが親がその権利を放棄した場合には養育費を払わなくてもいいと私は原理的には出てきてしまうような気がするんですよ。ですから親の権利で形成していくというのは難しいんじゃないか。

実はですね、棚瀬さんも、最後の家族形成権を子どもの権利として証明されているんですよね。突然出てくるんですよ。国は頑固としてその不法行為を排除するというのはまさにこの別居親とそして子どもの家族形成権の尊重であると。ということは最後は結論一緒なんです。という気が私はするんです。

もうひとつだけ言います。今わたくしが述べた、個人の尊厳レベルの、理性的人間像を前提とした権利・人権論、近代の権利・人権論はこれはもう一時期を画しました。これは自由権、自由権そのものが家族の多様化の中で共同親権とかですね、さまざまな面接交流権の可能性を広げてきたと言われましたけれども、わたくしは、そういう発展でとらえるよりも、動物的人間、理性的でない動

物的な部分がやっとはじめて近代の合理性の中から矛盾を感じたものが、徐々に徐々に熟してきてるんだというふうに考えるべきだろうと思っています。

言いかえると、近代の権利論は自由権を中心とした別れる権利なんです。権利というのは俺を妨害するなということ。さっき家族形成権と言われたものは実は全部プライバシーの権利なんです。プライバシーの権利としてローバーサスウェイドという中絶の判決にしましても、教育権の問題にしましても実はみんなプライバシーの権利の問題でして、これはプライバシーを侵害するものは切るよ、と。切る権利なんです。権利というものは暴力とか権力、そういうある価値をつぶそうとするときに、この人に権利を与えてそれを排除する力が権利ですね。これが自由権。その基礎にはプライバシーの権利もありますけれども。そうすると自由権というのは、私がしゃべってます、そんなうざったい話やめろ、でも私は表現の自由があるというわけですね。聞こうが聞まいが私は時間までにしゃべれる権利がある。ということ。いずれにしても皆さんとのあいだの友好的な人間関係を作る権利ではない。それはどうでもいいんです。本当に孤高の権利と申しましょうか。

ところが、今述べてるのは関係性を作る権利なんです。暴力をふるう人がいる。旦那が振るう。別れます。これが近代的な権利です。それじゃ幸せになれるか、お金がない。じゃ社会福祉で保護しましょう。それで幸せになれるか？ 一人ぼっちになって。だから子どもと会いたって考えてんでしょ今一生懸命。一人ではだめなんです。個人の幸せ、そして社会の進歩というのはその関係性がない限りは不可能なんです。

新たに関係性を作るということ、これは損害賠償をしたって、お金ももらったって関係性はできないんです。権力確認してもらったって駄目なんです。これこそがオンブズマンなりですね。棚瀬さんの専門である紛争解決手段としての新たな調停なんてので出たのは実はみんな関係性を作る権利だ。その問題の処理方法だったんです。したがって司法判断というもののの中には含まれるか含まれないかこれは言葉の問題でありまして、権利を確認されている以上これはひとつの司法判断としてもいいんです。ただ、具体的には裁判所に訴えなくたって、オンブズマン、あるいは調停等を中心になりながら、その関係性をどうやって具体的に作っていくかという解決方法を取ればいいだけです。

本質的な関係性というものは、これは棚瀬さんの論文にも出てきますけども、飲みたくない馬を水飲み場に連れて行って強引に飲ませることはで

きない、と同じように関係性を作るというのは会いたくないという親に子どもがどんなに言ったって会えない。という点はございます。そうすると、その父親がなぜ会えないのか、それも探りながらですね子どもの成長発達に不可欠でもあればそれをきちんと事実上できるような関係性を作っていく。オンブズマン的なものが必要でして、そのためには沢山のそちらの方の臨床関係、社会福祉関係もう全部合体しながらやっていく必要になるだろうと考えています。どうも長くなりました。

**宗像** 先ほどの議論の中で割と最後の方に福田さんの方から棚瀬さんの方に問題提起があったと思いますので、まず最初に棚瀬さんの方からどうぞよろしくお願いします。

## ■個人が家族的关系を作るための法律

**棚瀬** 福田さんの話は実は今日初めて聞いたんですが、子どもの権利をそういう形で理解する、権利論の中に最近関係的権利というものを主張する議論もあって、そういう流れとして理解してたんですが、確かに子どもからみるとやっぱり子どもというものを大人と同じような意味で言えば自由権の、年齢の発達に応じて、主体として見ることでは限界があるというのは私もその通りだと思います。少なくとも子どもが親とのかかわりの中で何を求めているのかということに対して我々大人とかあるいは法律関係者というものがもっと真剣に耳を傾けなければいけないんだってということはその通りであると思います。

特に私は事件で家庭裁判所の調査官の報告書を読むんですけど、むしろ調査官に福田さんの話を聞いてほしいですね。非常に表面的な理解で調査報告を書いています。なぜかという、裁判所というものはどうしても中立性ということにこだわる。中立性・客観性ということ。子どもが例えばお父さんに会いたくないって言ったとしますよね。だけど、妻と一緒に再吟味なんかしてると、断片に違う言葉をしゃべってるんですよ、それメタメッセージというんです。そういうのを聞きとらなきゃけない。それを聞きとると明らかに調査官の調査報告と結論が違うはずなんです。調査官は調査して最終的な結論に合うような形で調査報告を書いてるわけですから。本当は生のテープとか聞かせてほしいんですけどそういうのは出してくれない。それこそプライバシーを保護するとか言ってね。

それからあと会いたい、会わせてほしい、会わせたくない、会うべきでない、とこう2つがあると、裁判所は中立性・客観性を保てない限り、こ

の事件に関与できないと思ってしまっている。ところが実際には子どものためにというのは党派的なんですね。パーティザンじゃなくちゃいけない。その親同士の対立の中立的な立場をとるんじゃないくて、子どものためであれば外から見ていて一方の親に全面的に加担するようなことがあったっていいと思うんです。ところがそういうのをすごく恐れるんです。なもんだからすごく表面的な分析で止まってしまっている。そういう面では意見表明権というのを子どもが独立の人格として成熟した主体として権利を表明するということじゃなくて、大人たちが子どもの意見を聞いてやる耳をもつという意味での意見表明権を大切にするというのはやっぱりその通りだなと思います。ぜひ調査官に一遍講演してあげてほしいと思いますけど。

それから家族形成権についてももう一つ言い忘れたことがあるんですが、先ほどの“The family and the Consituation”というの論文の中に、こんな言葉があるんですね。家族法というのは、家族という団体についての法律ではないんだと。そうではなくて、個人が家族的関係を作るための法律なんだというわけですね。そういうふうに個人の家族的関係を作る、家族形成というわけですが、その家族形成のための法律です。家族ではたまたま個人の家族形成が結びあったにすぎないわけです。我々は家族という団体で考えてしまう。当然男と女がいなければ子どもは生まれないから男と女がいてそれで生まれた子ども、そう家族的なもののは出発点として考えますよね。そう考えてその後壊れずに最後までまっとうすればそれでいいんですけども、実際家族は壊れて、家庭という単位ではもはや同居しなくなるわけです。あるいはまた新しい家庭で、日本は再婚養子縁組すると面会交流をすぐ拒否していきますけども、新しい家庭があったとしてもその家庭の外にやっぱり子どもにとっても大切な個人の、自分の実父との関係が残っているわけですね。それが個人主義的に考えるとわかるわけですね。

そういう家庭っていう単位で家族を考えるんじゃないくて、家庭の外にも広がる家族、あるいは逆に最近その家庭の中でDVだとか、児童虐待、それはなにかというと家庭っていう団体を見るだけではわからないんだけど、今日の話でも福田さんが出発点のところで、家庭って言ったって実は非常に大きな問題を抱えているよって話をしていたわけですね。それは現代の発見です。少なくとも現実的な家庭っていうのは子どもにとって平和でそして慈愛に満ちたものじゃないというのは事実ですね。特に家庭というのを外に閉ざせば閉ざすほど内に抑圧がある。つまりそれは夫から妻への抑圧、親から子どもへの抑圧。特に母子一

体化というのは実は抑圧に他ならない。子どもを私物化してるわけです。我々家庭という単位で家族をとらえてしまうとその内側にあるものが見えにくくなってしまう。外にあるものとの関係を切ってしまう。外関係を切ってもいけないし、内にある抑圧も見逃しちゃいけない。そういう面ではむしろこれからのわれわれが家族の在り方を考えていく時にはむしろ個人に着目して家族とのかかわりを考えていかなきゃいけない。それが家族形成権ということで。

福田さんプライバシーって言ったんですが、プライバシーって意味はアメリカでは自己決定権ということなんですね。もちろん福田さんも十分承知の上の話ですが、ですからそういうときにももともとは、ローバーサスウェードみたいな自分で産むか産まないかを決めるとか、自分で結婚する相手を決める、あるいは自分で子どもを教育する。こういうのも全部プライバシーであって、つまり国家の干渉を受けないで自分たちが決めるという権利ですよ。そういう立場を福田さんが強く反対したんでそこは逆に置いときますが、そういう個人の家族形成権という形で、しかもそれは憲法的に保護されてるという形で捉えることによって、私は現在の家庭の中にある抑圧に対する我々の感受性も、また家庭の外に広がる我々の関係性というものも、法の視野の中に取り込むことができるんじゃないかと思っています。

## ■愛情と幸福と理解のある環境

福田 一番最後のところでですね、プライバシーの権利なり、自己決定で家族を形成すると。憲法上の権利という時には、やっぱりなんらかの人権行使なり権利行使という側面が出てきてしまう。すると伴侶としてA子さんを選ぶ。これも家族ですよ。子どもなんていたっていなくなつて人間というものは常にそのままの自分を抱えてくれる人間関係がない限り実際に幸せになれない。鬱になり孤独と絶望の中で夜寝る時はいつでも、私って本当に一人だな、僕って一人だなんて言いながら結局嗜癖に走っていきますよね。お酒飲んでみたりそれがだめになると身体を痛めてきます、鬱的になったりしながら。ですからそれを癒してくれる人間関係がどうしても必要なんです。それが家族なんです。

ところが今度は強い大人と子どもとの関係になったときに、子どもにも家族形成権というものをどう位置付けるのか、憲法上の権利としてどう導くかということも一緒に説明できるようになると私はいいと思う。さもないと支配する権利、親に服従する権利になってしまう場合が、特に日

本の場合は多いような気がします。

だから子どもの権利条約っていうのは優れているのはそこなんです。前文というのは権利性はないという部分なんですけどもはっきり言っている。子どもが一人の人間としての尊厳を確保し成長し発達するためには、その発達といったって、人材教育みたいに今の新自由主義体制のなかでの価値観に合わせるという意味ではないんです。人格の完全かつ調和のとれた人格に発達するためという形で一人の人間として発達するということを考えてるわけです。尊厳・成長・発達のためにははっきり言ってるんですね。愛情と幸福と理解のある環境が不可欠だと言っているわけです。Shoudという言葉、これが保障されるべきだと。

愛情・幸福・理解のある環境というのは言いかえると心理学、愛着心理学、それからトラウマの研究の脳生理学、教育発達学等です。この10年ほどで極めて明快になってきた。内容としては受容的応答的な人間関係という言葉を使います。この人間関係がない限り、成長できない。人格の成長も発達もできないし……というこれを考えると、子どもの権利条約というのは一見すると実父母を中心とした自然環境としての家庭という言葉を使っていますけども、あれはモデル論として使っているわけです。モデルとは何か。愛情と幸福と理解ある環境です。それをきちんと保障し

なければならない。それを何とかしてでも実現していく手段を探すために定めているのがこの子どもの権利条約なんですね。しかもよくわかってるのは親の愛情とか、親の恩恵とか、保護とか指導とかいう概念で全部子どもがつぶされることがわかってますから、12条という条文をわざわざ設けて、これは市民的権利ではないんです。生存権なんです。12条という生存権を設けて子ども自身がその関係性、愛情と幸福と理解のある人間関係を作る力を子どもに与えた。これは出発点です。法律によって愛情なんて出てきません。幸福も理解も出てこない、だから出発点なんですね。これはよく棚瀬さんも言われるんですけど法律というのはそういう側面もあるわけですし、リードしていく。それが新たな問題解決方法として裁判所ではないオンブズマン的なものはもっときちんと正当化されるべきだろうと思います。同じような環境を持った人たちが俺もそうだったよと、俺は子どもと母ちゃんを無視してひどい目にあってこんなになっちゃったんだよっていう、実はそうなんだよ、今の子どもは会いたいって言ってだからそういうことを話し合いながら、そういうことの必要性の大事さっていうものを認識しあってくという形で、実際には解決していくというのが重要になってくるのかなと考ええます。

## 自分の経験と親子交流岐阜の会について

山々が紅葉してきた平成9年頃、父の寿命はあと1年ほどと分かっていた。自分の実家のサポートに入る形で親の跡をとった。サラリーマンを辞め、自分の実家の仕事をしながら、妻の実家で暮らす二重生活になった。

その頃から妻とその親からの虐待がはじまった。どうして継いでしまったのか、はじめからそんなつもりで結婚していない、あなたの実家の母の老後を面倒見るのは嫌だと、毎日毎日、怒鳴られながら生活していた。2人の子どもはお父さんが大好きで、近所の公園へよく遊びに行った。この頃から何とかして親権を取って家から追い出してやろうと企てていたらしく、怒鳴られる生活に、ストレスを感じていた。

平成10年、父が他界し仕事がのしかかった。平成12年ストレスで脳内出血を起こし、救急車で運ばれて3週間入院した。退院してもアパートでボーっとする生活が、1～2年も続いていた。

徐々に同じアパートに住む、懲役八年で岐阜刑務所に服役していた、山口組系暴力団幹部の男性が部屋に出入りするようになっていた。妻はその男性と一緒に嫌がらせをしてきた。玄関の近くで携帯をもって、大声で話されたり、またこんなこともあった『大阪の親分に上納金払って来たんだけど、帰りに弁当買って来たからどう』と、渡されたこともあった。元妻はおいしそうに食べていたが、どう見ても不自然だと感じた。

そんな状況なので、病気は回復するどころか、悪化してうつ病になり精神病院に通う元気もなくなった。なんでもない書類だといわれ、離婚届と協議書にサインさせられ、協議離婚をさせられた。その後、裁判所に親権者変更を申し立てたが駄目だった。上告もさせてもらえず泣き寝入りしていた。面接も無くなり、今は学校にも連絡が入っているようだ、嘘ばかり並べているのだろう。

そんな時インターネットを通じて親子交流を考える岐阜の会に誘ってもらい、それまでの孤独感から解放された。離婚や再婚で離れ離れになった家族をネットワークで結び家族形態を維持する事は、難しいことではないはずだ。家族のあり方を再定義させる、法の整備を訴えていきたい、同じ苦しみ味わう親子が一人でも減ってほしい。

(桂川 忠)



## ○学習会「法制化運動の現状と課題」（2月20日）の報告 木船一江

「法制化運動の現状と課題」について、ティエリ・コンシニさん（在外フランス人議会議員）と遠藤洋路さん（親子新法連絡会事務局長、青山社中）のお話を伺った。この事は今、私の一番関心のあること、一生懸命に聞いた。お二人共、熱意を持って語ってくれた。まずはコンシニさんの話から。

在日16年のコンシニさんは日本語も滑らかに熱く語った。一人のフランス人が突然娘と会えなくなった。妻が子供を連れて日本に帰ったからだ。それがきっかけで、私は日本とフランスの裁判(法律)の違いを知った。活動している日本の団体と一緒に、法律を変えようと考えた。今後国際結婚はもっと増えるだろう。(日本の)今の法律では収拾がつかなくなる。そこでハーグ条約だが、先日日本在住の各国大使11名(フランス、アメリカ、イギリス等)が法務省を訪れ、会えなくて苦しんでいるケースを話し、条約加盟を強く要望した。ハーグ条約に加盟する時は、日本の法律も変えなければいけない。特別法を成立させるのに、ハーグ条約は一つの契機になる。外圧として日・仏で委員会を作り、ケース毎に解決を探るとか、新しい特別法のもとで解決出来ることはある。欧州議会でも今こそ圧力をかける時と話されている。マスコミも関心をよせている。今がチャンス。この機会を逃さない。ハーグ条約に加盟したら、日本の特別法も出来ると私は確信する、と。コンシニさんの言葉は力強かった。

彼の真摯な語り口は、本当に頼りになるお父さんという感じで感動した。会えなくて苦しんでいる人の話を受け止め、不明の相手を探し、会える手立を考える。何人も会えるようになった。実に行動力のある人だ。面会交流を拒絶したり守らなければ、親権を失うという、フランスの制度はいいと思った。次に遠藤さんの話。

昨年10月まで文部科学省に勤務して、法律を作る仕事をしていた。「霞ヶ関を変えよう」運動をした。公務員の立場では限界があり、退職して青山社中を作る。離婚歴あり。今、子どもに会えているのは、相手が会わせてくれているから。それを権利として会えるようにしたい。具体的には「親子新法」を議員立法で成立させること。今の通常国会は予算案とその関連法案を成立させること。予算に直接関係ない法案(親子新法など)は、それ以降になる。法制化には二つの方法がある。一つは政府が作る法案、もう一つは議員が作る法案(議員立法)。ハーグ条約とそれに伴う法律は政府が作るもの。国際法であるハーグ条約に、政府が署名して、国会が承認(批准)する。とりあえず署名だけして、批准は後でもいいよという法律を、今作ろうとしている。

ハーグ条約に伴い、国内法の整備が必要。運動団体はたくさんあるが、法律は一つ。最大公約数で纏める。役人的な考えだが、出来るだけ反対されない法律を作る。本当に法律を作りたい時は、賛同してくれる政党、政治家の言うことは聞かなければいけない。過激なことを言っても通らない。ハーグ条約を、どれだけ多くの人に反対されずに署名するか、という視点になる。

以上、遠藤さんの話で、法律の出来る舞台裏を垣間見た思いだ。かなり具体的で現実味もある。「親子新法」にかける切実感を感じた。

最後に宗像。法制化がゴールならラグビーみたいなもので、皆勝手な動きをして、最後にボールが入ればいいのだ。“法律が出来れば正義が変わる”。ズバリ、法が正義なのだ。

骨抜きではない、正義がほぼ笑む面会交流法案であってほしいと、祈らずにはられない。

### 笑顔の連鎖

今回の地震で被災された皆様に、心よりお見舞い申

し上げます。娘の中学の卒業式は自然と涙が流れたと、母子家庭の母親の話を聴きました。そのお母さんは、仕事をしながら養育していく苦労や辛さ、娘の前では弱さを見せずに気丈に振舞って、一生懸命に頑張ってきたのですね。誰からも評価されることのない今までの頑張りに、涙を通して「よくやったね!」と身体が反応したのだと思います。「ありがたう、お母さん!」と言う娘からの言葉が、何よりも嬉しいプレゼントであり、癒されたのではないのでしょうか?

幼稚園に通わせている時は「連れ去り」に遭うのではないかと不安を日々持っていたと、このお母さんは言っていました。私は、ハッと我に返りました。前妻が、子供達に通っている保育園を知らせたくないと、言うことは、そう言うことか!と、思ったのです。もしかしら私に子供達を連れ去られる不安を抱いているのかも知れなかったことに、気付かされたのです。その不安を解消させることは私しかできないので、次回、子供達にカードを贈る際に、メッセージを入れておこうと思いました。卒業式後に、初めて娘から父親の存在を聞かれたそうです。

親の存在を聞かれたそうです。子供は親を見ます。聞くタイミングも、ちゃんと考えているんでしょう。そして、離れて暮す親のことは、きつと心の目で感じてると思っています。別居親が会えないことに関して怒りや憤りを持つことは当然なことだとは思いますが、実は、怒りは第二感情と心理学では言われています。第一感情とは、「会えなくて淋しい」「情報がなくて不安なんだ」と言う、自分の想いです。この自分の想いを大切にすることで、同居親と勝ち負けの勝負をするのではなく、同居親との関係性をどうやってうまく築くかを考える行動する方が、意外と早く再会できる切っ掛けができるかも知れません。怒りは、マイナスのエネルギーしか出さないもので、得なことは無いと思います。笑顔でいる方が、プラスのエネルギーが縁や運を引き寄せて、良い方向に導いてくれると思います。そして、今回の震災で今私たちが被災地へパワーをおくりましょう!(宇野 努)

# 瓦版

## □これまで

二・二二 不動産屋訪問  
二・二四 相談受付  
二・二五 会報印刷  
二・二七 ビジネーションサ  
ポート  
三・一 ハンドブック打ち合  
わせ、会員と打ち合わせ  
三・三 相談受付、親子交流  
くにたち定例会  
三・四 相談受付  
三・一〇 kネット会議、事務  
所引き上げ  
三・二二 女のグループワーク・  
男のグループワーク  
三・二七 親子交流くにたち定  
例会  
三・二二 親子交流を考える岐  
阜の会「子どもに会えない親  
のための実践講座」  
三・二四 会員と打ち合わせ  
三・二五 相談受付  
三・二六 kネット交流会  
三・二九 日弁連質問状提出

kネット会議、相談受付  
四・五 相談受付

## □これから

### ★kネット相談日

日時・第一、第二、第三火  
曜日（四月一二日、一九日、  
五月一〇日、一七日、二四  
日）＊変更になりました。  
一八〇〇～二〇〇、場所・  
銀座セミナールーム、料金  
三〇〇〇円（二時間、一時間  
超は一時間毎に一〇〇〇円の  
加算）、前日までにご予約く  
ださい。

### ★女のグループワーク／男の グループワーク

日時・第一土曜日（五月七  
日、六月四日、七月二日）女  
のグループワーク一〇〇〇〇  
一・二〇〇、男のグループワー  
ク一三〇〇〇～一六〇〇、料金  
二〇〇〇円、場所・銀座セミ  
ナールーム、ファシリテー  
ター味沢道明、主催・日本家  
族再生センター、問い合わせ・  
kネット

### ★kネット交流会

日時・四月一七日一三三〇〇

一六〇〇、場所・kネット銀  
座セミナールーム、参加費・  
五〇〇円、当日直接お越し  
ください。

### ★親子交流くにたち定例会

日時・毎月第一、第三木曜  
日（四月二一日）、場所・国  
立スペースF（国立市中三  
一―一六）、問い合わせ・  
〇四二・五七三・四〇一〇（ス  
ペースF・お呼び出し下さい）  
子どもに「会いたい」親のた  
めの実践講座シリーズ4  
第一回「子どもに会うために  
私たちができること」

日時・五月一五日一三三〇  
〇～一五三〇、講師・望月蓮  
（カウンセラー）、参加費・  
一五〇〇円

第二回「海外の共同養育の実  
際」

日時・五月二九日一三三〇〇  
一五〇〇、講師・青木聡（大  
正大学教員、臨床心理士）、  
参加費一五〇〇円  
第三・四回「家庭裁判所攻略  
法・法制度と実際」  
講師・宗像充（kネット）、  
「家裁でどうする？ How to  
調停」登場人物・植野史（k  
ネット）、宇野努（カウンセ

ラー）、滝井秀典（kネット）、  
日時・六月一二日一〇〇〇  
〇～一二〇〇、一三三〇〇  
一五三〇、参加費二〇〇〇円  
（二日通し）  
場所・すべて銀座セミナ  
ールーム

### 【kネット国立新事務所】

kネット事務所は以下の場所  
に変更します。  
〒一八六―〇〇〇二東京都国  
立市東三一―七一一  
（郵便はこちらにお願いしま  
す）

### 【銀座セミナールーム】

東京での相談および交流会・  
グループワーク、セミナーの  
開催は、銀座の東京事務所に  
て行いますのでご注意ください  
い。（こちらでは郵便は受け  
手受けていません）  
東京都中央区銀座三一―一三―  
一九、東銀座三一―三ビル七階  
「東銀座三丁目ビルセミナ  
ールーム」最寄り駅地下鉄東  
銀座駅徒歩一分、銀座駅徒歩  
五分、丸ノ内線銀座駅徒歩  
一〇分／タクシー「銀座、昭  
和通りの三原橋の交差点に  
行ってください」とお伝えく  
ださい。

## 会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し  
状況を改善し、共同養育・共  
同親権を実現する法整備、社  
会制度作りを目指す別居親団  
体です。

立法府への提言、ロビー、  
裁判所の運用改善、別居親へ  
の情報提供、地方自治体への  
要請などを通じて、親どうし  
が別れても、親子が親子で  
あるための活動を行います。  
ホームページ、ブログを運営  
し、会報「共同親権運動」を  
発行しています。

いっしょに活動してくれる  
仲間、賛同者を募っています。  
年会費・三〇〇〇円、また、  
活動には経費がかかります。  
みなさまからのご寄付を願  
いします。会費・ご寄付はメ  
ンバーに手渡し、以下にお  
振込みください。

■郵便振替 〇〇13015  
472679 加入者名k  
ネット

■銀行口座 三菱東京UF  
J銀行新宿中央支店（普）  
3166777 一般社団法人  
共同親権運動ネットワーク